兵庫県公報

平成27年1月16日 金曜日 第 2662 号

発行人兵庫県神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示		^°y``
び特定配偶者の自立の支援に関する	滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 法律に基づく指定医療機関の指定(生活支援課)…	1
	滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等	
	法律に基づく指定医療機関の廃止及び休止の届出 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等	** **
	情な帰国の促進並びに水任帰国した中国残留邦入。 法律に基づく指定介護機関の指定(同)	
	伝序に塞って宙だが最優勝の指定(同) 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等	
	法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止	
届出(同)		4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円	滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等	
	法律に基づく指定施術者の指定(同)	
	滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等	
	法律に基づく指定施術者の廃止の届出(同)	
	滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等	
	法律に基づく指定施術者の辞退の届出(同) 整備課)	
	登佣硃 <i>)</i>	
	四(同) 林務課)	
	れるがん ための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧(水産記	
○ 道路の区域の変更及び供用開始(道	路保全課)	8
○ 道路の区域の変更(同)		8
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更	認可(市街地整備課)	9
○ 重要調整池に係る検査の結果(阪神	南県民センター)	9
公告		
		10
○ 特定非営利活動促進法第44条第1項	に基づく認定(県民生活課)	13
○ 県有地の一般競争入札による売払い	(管財課)	14
	課)	
	定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定(建築 事完了公告(同)	
	事元 J 公告(问 <i>)</i> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
〇 四 工 (四)		
		17
	告 示	17
		17
兵庫県告示第20号	告 示	
生活保護法(昭和25年法律第144号)第	告 示 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び	に永住帰国した中国
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援	告 示 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び 爰に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4	に永住帰国した中国
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 寛 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 療を担当する機関を次のとおり指定した。	告 示 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び 爰に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4	に永住帰国した中国
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援	告 示 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び 爰に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4 た。	に永住帰国した中国 項の規定により、医
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 寛 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 療を担当する機関を次のとおり指定した 平成27年1月16日	告 示 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び 爰に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4 た。	に永住帰国した中国
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 寛 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 療を担当する機関を次のとおり指定した。	告 示 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び 爰に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4 た。	に永住帰国した中国 項の規定により、医
生活保護法(昭和25年法律第144号) 第 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援療を担当する機関を次のとおり指定した 平成27年1月16日 指定医療機関	告 示 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び 爰に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4 こ。 兵庫県知事	に永住帰国した中国 項の規定により、医 : 井 戸 敏 三
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 寛 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 療を担当する機関を次のとおり指定した 平成27年1月16日	告 示 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び 爰に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4 た。	に永住帰国した中国 項の規定により、医

くろだ歯科	明石市西新町2-4-16	平成26年11月1日
ひらのクリニック	洲本市塩屋1-2-15-2	同 年7月1日
はまもと歯科医院	同 市上加茂170—1	同 年8月10日
ウエルシア薬局ライフガーデン潮芦屋店	芦屋市海洋町8-2	同 年9月1日
藤井ファミリー歯科	同 市東山町6一12 第3吉田ビル201	同 年11月1日
髙木歯科クリニック	同 市東山町30-8 ノーブルアーツ芦屋101	同 月14日
樂樂クリニック	加古川市加古川町栗津581—2	平成26年9月1日
ほうらい外科胃腸科医院	同 市加古川町木村662—6	同 年11月1日
つつじ薬局木村	同 市加古川町木村663—7	同
ささえる在宅ケアセンター訪問看護ステ ーション	同 市加古川町寺家町47―1 ファーミンインテリジェントビル2階	同
医療法人社団晃成会訪問看護ステーショ ン	宝塚市光明町1-5	平成26年6月1日
にしむら歯科クリニック	同 市小林2-7-24 マンションビセイ1F	同 年8月1日
宝塚磯病院	同 市伊子志4一3一1	同 年9月1日
フロンティア薬局小浜店	同 市小浜4-7-6	同 年11月1日
訪問看護ステーションありまこうげん宝 塚	同 市逆瀬川1―13―27 トヨタビル202	同 年12月1日
オーウェル神経内科クリニック	同 市南口1-8-26 宝塚メディカルスクエア2F	同
内海歯科医院	高砂市荒井町蓮池 1 — 4 — 22	平成26年10月1日
きただクリニック	川西市小戸1-2-6	同 年11月1日
福地歯科クリニック	同 市小戸 1 — 2 — 6 ジオ阪急川西レジデンスマーク 1 F	同
ウエルシア薬局三田天神店	三田市天神 1 — 5 — 14	平成26年12月1日
祥漢堂薬局波賀野店	篠山市波賀野新田141-1	同 年8月1日
ウエルシア薬局南あわじ青木店	南あわじ市市青木23-2	同 年9月1日
順心会訪問看護ステーション淡路	淡路市志筑1600—1 淡路市津名事務所第2庁舎	同 年11月1日
かんざき訪問診療クリニック	神崎郡神河町粟賀町527—1	同 年8月1日

兵庫県告示第21号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止及び休止の届出があった。

平成27年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
ユーアイ薬局	明石市相生町2一2一34 シャトー明石104号
Yoshidaファミリー歯科	芦屋市東山町6-12 第3吉田ビル201号
有限会社打出薬局調剤薬局	同 市打出小槌町13—11
医療法人社団ほうらい外科胃腸科医院	加古川市加古川町木村708
にしむら歯科クリニック	宝塚市小林2-7-24 マンションビセイ1F
さかもと薬局	同 市小浜4-7-6
シルク薬局	三木市緑が丘町本町1-2-2
みずくろ歯科	川西市清和台東3-1-39
あすなろ薬局	加西市北条町古坂 7 —118

2 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
医療法人社団TDCタバタデンタルクリニック	芦屋市船戸町10—18

兵庫県告示第22号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

平成27年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
あかね調剤薬局大久保店	明石市大久保町駅前1-3-8	有限会社ケー・アン ド・ケー	明石市大久保町駅前1	平成26年11月1日
すずらん薬局	同 市二見町西二見134 1	有限会社エイチ・アン ド・エス	同 市二見町西二見134 1	同 年12月1日
洲本小規模多機能型居 宅介護事業所ラガール	洲本市大野字中ノ谷608 15	社会福祉法人弘道福祉会	大阪府守口市佐太中町 6-17-33	同 年11月26日
フロンティア薬局南芦 屋浜店	芦屋市陽光町4-61	株式会社フロンティア	大阪市淀川区宮原3- 5-36	同 年7月1日
えいと歯科	伊丹市西台 3 — 9 — 20 アシビル 5 F	山下健司	尼崎市開明町3-16- 2	同 年10月7日
おき訪問介護事業所	同 市行基町 3 — 151 グリーンマンション103	合同会社おき介護支援 事業所	伊丹市西台1-2-3 山本不動産ビル201号室	同 月25日
よつば調剤薬局	加古川市加古川町寺家 町47-6 ベルデモー ルビル3B号室	フォーリーブスパート ナーズ株式会社	加古川市加古川町寺家 町47―6 ベルデモー ルビル3B号室	同 月1日
なかむら内科・循環器 内科医院	同 市平岡町新在家 1386—1	医療法人社団なかむら 内科・循環器内科医院	同 市平岡町新在家 1386—1	平成26年11月18日

フィットネスサクラデ イサービス	川西市東畦野 5 —14— 8	有限会社さくらケアー	川西市東畦野 5 —14— 8	同 年8月19日
小規模多機能てくてく 大路の杜	丹波市春日町中山1003	株式会社ウォーク	丹波市春日町野瀬786— 1	同 年7月1日
恋デイサービス	宍粟市山崎町下町588— 3・881—1	株式会社介護ステーション恋	宍粟市山崎町下町881— 1	同 年11月1日
デイサービス孫の手3	加古郡播磨町本荘1-3-23-101	孫の手株式会社	明石市大久保町西島816 一13	同 年10月1日

兵庫県告示第23号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成27年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
介護支援ステーション まりん	明石市大蔵中町20-2	有限会社メディカルネ ット	神戸市北区北落合6-3-1-901	所在地

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
デイサービスえんがわ	高砂市緑丘 2—11—13	株式会社アビ	大阪市北区東天満 1 —11— 13

兵庫県告示第24号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、施術を担当する者を次のとおり指定した。

^^^^^^^

平成27年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所	指定年月日
立花整骨院	明石市大蔵中町2-2	立花早詞	明石市大蔵中町2-1	平成26年11月1日
和接骨院	同 市二見町西二見157—125	池田味裕路	加古郡播磨町東野添 2—18— 1 メゾネット土山D—103	同 月14日
きた鍼灸整骨院	芦屋市川西町4-22-101	北善之	西宮市広田町 9 —42—101	平成26年10月16日
東加古川整骨院	加古川市平岡町新在家 2 — 273 — 6 グレースアカマツ103号	石 倉 風友人	神戸市垂水区福田 1 —10—15	同 年11月26日

あきら整骨院た つの店	たつの市龍野町日山115―4	小坂	明	姫路市野里502—1	同 月14日
岡鍼灸接骨院	川西市小戸1-10-14	岡	祐 文	川西市清和台東4-4-88	同 月1日
鍼灸・マッサージ きらり	加古郡稲美町国岡3-4-7	藤森	和佐	神戸市西区伊川谷町有瀬1281 -6-2-608	同
同 上	同 上	森井川	広 介	加古郡稲美町和田339	平成26年12月10日

兵庫県告示第25号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定施術者から廃止の届出があった。

平成27年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所
立花鍼灸整骨マッサージ院	明石市小久保120-55 サバ ービアシティ21A-105	立 花 早 詞	明石市東野町2208

兵庫県告示第26号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定施術者から辞退の届出があった。

平成27年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

辞退の届出があった指定施術者

施術所名称	所在地	施術者	住 所
こころ三田鍼灸治療院	三田市横山町1-6 ルシ エール横山C-301	長 岡 康 博	尼崎市東難波町5-7-19 蘭蘭ハイツ213

兵庫県告示第27号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成27年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

今田町土地改良区

退任役員

役員の区分氏名住所理事藤本利一篠山市今田町本荘1099番地

兵庫県告示第28号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成27年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

大野下土地改良区

退任役員

退往仅貝		
役員の区分	氏 名	住 所
理事	沖 田 兑 雄	洲本市大野1742番地
司	宮 下 萬 米	同 市大野1281番地
司	宮 下 保	同 市大野1728番地1
司	沖 田 育 正	同 市大野1553番地
同	沖 田 卓 司	同 市大野1552番地1
監事	宮脇保明	同 市大野1535番地
司	石 原 茂 雄	同 市大野1628番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理事	沖 田 兑 雄	洲本市大野1742番地
司	宮下萬米	同 市大野1281番地
司	宮 下 保	同 市大野1728番地1
司	沖 田 育 正	同 市大野1553番地
同	沖 田 卓 司	同 市大野1552番地1
監事	宮脇保明	同 市大野1535番地
司	石 原 茂 雄	同 市大野1628番地
上福田土地改良区		14 - 11.5 to 1 = = = E = E
退任役員		
役員の区分	氏 名	住
理事	依藤幹男	加東市上中389番地
同	森本義隆	同 市上中370番地1
同	岸本光男	同 市梶原179番地1
同	宮 田 悦 男	同 市梶原238番地
同	伊藤俊一	同 市上三草387番地
同	西山昭三	同 市上三草1075番地
同	西山英和	同 市上三草491番地
同	西山義之	同 市上三草618番地
同	森本晃一	同 市下三草368番地
同	森本善明	同 市下三草41番地
同	臼 井 敏 行	同 市木梨673番地
同	日 井 浩 三	同 市木梨672番地
同	木田都夫	同 市木梨759番地
同	桐藤康彦	同 市木梨34番地
同	石 古 武 宏	同 市藤田436番地
同	小西正男	同 市藤田263番地
同	玉 井 久 成	同 市藤田271番地
同	玉 井 信 寛	同 市藤田241番地1
同	西山正己	同 市上三草665番地
同	稲田敏朗	同 市木梨177番地
監事	大熊昭	同 市木梨52番地2
<u> </u>	杉本孝良	同 市藤田367番地
同	藤本幸雄	同 市木梨31番地1
就任役員	滁 平 车 框	四 中小米31街地 1
机工仅具		

役員の区分	E	E	彳	7		住 所
理事	依	藤	幹	_ 男	加列	東市上中389番地
同	森	本	義	隆	同	市上中370番地1
同	岸	本	光	男	同	市梶原179番地1
同	宮	田	悦	男	同	市梶原238番地
同	伊	藤	俊		同	市上三草387番地
同	西	Щ	義	也	同	市上三草603番地
同	西	Щ	英	和	同	市上三草491番地
司	土	肥	信	吾	同	市上三草459番地1
司	森	本	晃		同	市下三草368番地
同	森	本	善	明	同	市下三草41番地
同	臼	井	敏	行	同	市木梨673番地
同	臼	井	浩	三	同	市木梨672番地
同	木	田	都	夫	同	市木梨759番地
同	桐	藤	康	彦	同	市木梨34番地
同	石	古	武	宏	同	市藤田436番地
同	小	西	正	男	同	市藤田263番地
同	玉	井	久	成	同	市藤田271番地
同	玉	井	信	寛	同	市藤田241番地1
同	西	Щ	正	己	同	市上三草665番地
司	稲	田	敏	朗	同	市木梨177番地
監事	大	熊		昭	同	市木梨52番地2
同	杉	本	孝	良	同	市藤田367番地
同	末	廣	-	己	同	市上三草44番地
\\\\\	^/^	^^^	///	·//·/	////	······································

兵庫県告示第29号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項及び同条第5項の規定により、円山川地域森林計画を樹立し、加古川地域森林計画及び揖保川地域森林計画の一部を変更したので、次のとおり公表する。

なお、この計画の樹立及び一部変更は、平成27年4月1日からその効力を生ずるものとする。 平成27年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 樹立及び一部変更した地域森林計画区及び公表場所

区分	計画期間	公表場所
円山川地域森林計画の樹立	平成27年4月1日から 平成37年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所
加古川地域森林計画の一部変更	平成24年4月1日から 平成34年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 神戸県民センター神戸農林振興事務所 阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所
揖保川地域森林計画の一部変更	平成26年4月1日から 平成36年3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 中播磨県民センター姫路農林水産振興事 務所 西播磨県民局光都農林振興事務所

2 樹立及び一部変更年月日

平成26年12月26日

兵庫県告示第30号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成27年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定 する申出をする漁業協同組合の名称
姫路市飾磨区妻鹿1173—8 山 本 英 機 同 市飾磨区阿成下垣内1277 中 野 昭 道	姫路市中部	姫路市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成27年1月16日から同月30日まで
- ② 縦覧場所 姫路市中部加入区 姫路市飾磨区妻鹿791—2 姫路市漁業協同組合中部支所

兵庫県告示第31号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年1月16日から供用を開始する。

^^^^

その関係図面は、平成27年1月16日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道	直路	の	種类	領	道路	の	X	域		
路		線		名	区間		旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
							田	6.0から 12.0まで	152. 0	
県道 久	ī 畑	香	呂	線	姫路市香寺町恒屋字前田1569番1から 同 市香寺町恒屋字宮ノ下770番1まで		新	6.0から 12.0まで	152. 0	
							421	10.0から 17.0まで	158. 0	

兵庫県告示第32号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成27年1月16日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成27年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類	道 路 <i>0</i>) 🗵	域		
路線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道	三田市長坂字城ヶ谷258番1から	旧	10.0から 12.0まで	251. 0	
1 7 6 号	同 市長坂字北畑168番1まで	新	11.0から 28.0まで	251. 0	一部 予定地
	三田市テクノパーク1番2から 同 市広野字山ノ下90番2まで	旧	3.0から 39.0まで	2, 750. 0	
県道 三田西インター線	三田市テクノパーク1番2から 同 市広野字山ノ下90番2まで	新	3.0から 45.0まで	2, 750. 0	一部 予定地
	三田市テクノパーク1番2から 同 市長坂字大沢野500番2まで	ক্য।	16.0から 34.0まで	724. 0	予定地
県道	三田市溝口字尾崎288番1から	旧	11.0から 25.0まで	300.0	
黒 石 三 田 線	同 市東山字男谷丸山811番1まで	新	11.0から 39.0まで	300.0	一部 予定地

兵庫県告示第33号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、香美町山手土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日

組 合 の 名 称 香美町山手土地区画整理組合

事務所の所在地 美方郡香美町香住区香住870番地の1(美方郡香美町役場内)

設立認可の年月日 平成10年2月6日

2 事業計画の変更の内容

事業施行期間

変更前 平成10年2月17日から平成27年3月31日まで 変更後 平成10年2月17日から平成32年3月31日まで

3 変更認可の年月日

平成26年12月26日

兵庫県告示第34号

総合治水条例(平成24年兵庫県条例第20号)第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成27年1月16日

阪神南県民センター長 西 上 三 鶴

- 1 重要調整池の所在地
 - 西宮市甲陽園東山町7番1号 他6筆
- 2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 所有者の名称
 - エスリード西宮甲陽園団地管理組合
 - (2) 住所(主たる事務所の所在地) 西宮市甲陽園東山町 9 — 34

(3) 代表者の氏名

エスリード西宮甲陽園団地管理組合

公 告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年1月16日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達役務

平成27年度宅配便運送業務 予定数22,850個

(2) 調達役務の規格、品質及び性能等 契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 履行期間

平成27年4月1日 (水) から平成28年3月31日 (木) まで

⑷ 履行場所

日本国内

(5) 入札方法

上記(1)の役務について入札に付する。

落札決定後、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - ③ 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を得た者である こと。
 - (6) 全都道府県の区域内に貨物を配送することが可能な者であること。
 - (7) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する 暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部文書課 担当 丸山、中尾(直通電話 (078) 362-3063)

- (2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間 平成27年1月16日(金)から同月30日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- ③ 入札・開札の日時及び場所

平成27年2月27日(金) 午後1時30分 兵庫県庁西館 1階大入札室

(4) 入札書の提出方法

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

なお、電子入札及び郵送等による入札は、受け付けない。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札説明書に示す方法に従って計算した送料見込額(以下「送料見込額」という。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年2月25日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

送料見込額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保 険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、当該保険証書を契約保証金に 代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務
 - ア この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申込書を平成27年1月30日(金)午後5時まで に前記3(1)の場所に提出すること。
 - イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、 これに応ずること。
- (5) 入札に関する条件
 - ア 所定の入札日時に入札書を入札箱に投入すること。
 - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成27年4月1日(水))まであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額並びに入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ⑦ 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
 - コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で 最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、契約担当者が当該価格によっては その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結 することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、この 限りでない。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年1月16日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 調達役務

平成27年度メール便運送業務 予定数50,310個

(2) 調達役務の規格、品質及び性能等 契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

③ 履行期間

平成27年4月1日 (水) から平成28年3月31日 (木) まで

⑷ 履行場所

日本国内

(5) 入札方法

上記(1)の役務について入札に付する。

落札決定後、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を得た者である こと。
- (6) 全都道府県の区域内に貨物を配送することが可能な者であること。
- (7) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する 暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部文書課 担当 丸山、中尾(直通電話 (078) 362-3063)

(2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間 平成27年1月16日(金)から同月30日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

③ 入札・開札の日時及び場所

平成27年2月27日(金) 午後2時 兵庫県庁西館 1階大入札室

(4) 入札書の提出方法

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。 なお、電子入札及び郵送等による入札は、受け付けない。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金

入札説明書に示す方法に従って計算した送料見込額(以下「送料見込額」という。)の100分の5以上の額の入札保証金を平成27年2月25日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

送料見込額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保 険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、当該保険証書を契約保証金に 代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務
 - ア この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申込書を平成27年1月30日(金)午後5時まで に前記3(1)の場所に提出すること。
 - イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、 これに応ずること。
- (5) 入札に関する条件
 - ア 所定の入札日時に入札書を入札箱に投入すること。
 - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成27年4月1日(水))まであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入 札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額並びに入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
 - コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
- (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で 最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、契約担当者が当該価格によっては その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結 することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、この 限りでない。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第44条第1項に基づく認定を行ったので、次のとおり公示す

る。

平成27年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称 特定非営利活動法人アメニティ2000協会
 - ② 代表者の氏名 清 水 彬 久
 - ③ 主たる事務所の所在地 西宮市北昭和町3番20号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、平和を築くこころをもって、広く市民に対して、歴史的資産の保存や自然との共存を担う ナショナル・トラストの推進及び文化の基盤にエコロジカルな生活の座を回復するための諸事業を行い、 環境の尊重を視点にした「やさしい文化の創造」に寄与することを目的とする。

2 当該認定の有効期間 平成26年12月19日から平成31年12月18日まで

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成27年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地 売払物件

物化番号	一	面 積 (㎡)	地目	予定価格 (千円)	入札保証金 (千円)
ス	神戸市長田区大塚町九丁目6番5	151. 33	宅地	8, 944	895
セ	加東市家原字大将軍164番	876. 99	宅地	8, 130	813

- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる者以外の者であること。
 - (1) 成年被後見人
 - (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ③ 民法 (明治29年法律第89号) 第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (4) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
 - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な 同意を得ていない者
 - (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは 不正の利益を得るために連合した者
- イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、 支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する

暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に 規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようと する者
- ⑩ 破壊活動防止法 (昭和27年法律第240号) に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成 昌
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (II) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (3) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- 3 入札参加申込み
 - (1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産 売却システム(以下「公有財産売却システム」という。)により参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産・車両班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

③ 受付期間

平成27年1月15日 (木) から同年2月4日 (水) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで。ただし、平成27年1月15日 (木) にあっては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成27年2月4日(水)消印有効とする。

4 入札説明書(兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン)及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産・車両班

電話 (078) 341-7711 内線2550 · 2551

- 5 入札期間、場所及び開札日時
 - (1) 入札期間

平成27年2月19日(木)午後1時から同月26日(木)午後1時まで

(2) 入札場所

公有財産売却システム上

(3) 開札日時

平成27年2月26日(木)午後1時経過後直ちに行う。

6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する (郵送による入札書の提出は認めない。)。 なお、この登録は1回に限り行うことができる。

- 7 入札保証金
 - (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。
 - (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
 - (1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時までに登録していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- 9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産・車両班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2551

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

^^^^^

平成27年1月16日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 兵庫県下水道事業長寿命化計画策定支援システム開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地 兵庫県県土整備部土木局下水道課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年12月5日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 オリジナル設計株式会社兵庫営業所 明石市天文町2丁目4番26号
- 5 随意契約に係る契約金額 79,196,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。

公告対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定により、次のとおり公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をした。

^^^^^

平成27年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

認定番号	認定年月日 (平成年月日)	公告対象区域
第H26淡路団連 0002号	26. 12. 26	淡路市久留麻字田尻16番1、16番2、18番3

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

平成27年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 芦屋市六麓荘町152番1、151番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

東京都渋谷区広尾1丁目7番26号

株式会社エッセーレ 代表取締役 泊 清 貴

3 許可年月日及び許可番号

平成25年10月11日

兵庫県指令神南(西土)(建)第1-5-2号(24芦屋)

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

^^^^^

平成27年1月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 三木市加佐字前84番2、87番1、87番3、90番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称 三木市加佐84番地

森 田 ミサヲ

3 許可年月日及び許可番号 平成26年9月2日

兵庫県指令北播(加土)(建)第1-6号(26三木)